

世帯全員の合計所得額と基準額との比較方法

申請理由を「3(1)世帯員全員の合計所得金額が認定基準額以下」でお考えの場合は、もしお手元に以下の資料があれば、世帯全員分の所得金額の合計が、下欄の基準額以内かどうかを申請前にご確認ください。その他の認定基準は長崎市 HP に記載しておりますので、表面の QR コードからご確認ください。

○給与所得者の場合 令和7年分 源泉徴収票 又は 令和8年度 市民税・県民税税額通知書

令和 年分		給与所得の源泉徴収票																			
支払 る者	住所又は居所											(受給者番号)									
												(個人番号)									
												(役職名)									
												(フリガナ) 氏 名									
種 別		支 払 金 額				給与所得控除後の金額				所得控除の額の合計額				源 泉 徴 収 税 額							
		円				円				円				円							
給 料 ・ 賞 与																					
円																					
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者（特別） 控 除 の 額		特 定		老 人		人 徒 人		内 人 徒 人		そ 他		16歳未満 基礎控除 総数の数		障 害 者 の 数 (本人を除く。)		非居住者 である 親族の数			
有		従有		円		円		人		人		人		人		人		人			
社会保険料等の金額				生命保険料の控除額				地震保険料の控除額				住宅借入金等特別控除の額									
円				円				円				円									
(摘要)																					
生命保険料控除額		新生命保険料控除額		円		旧生命保険料控除額		円		介護医療費控除額		円		新贈与年金所得控除額		円		旧贈与年金所得控除額		円	

「給与所得控除後の金額」

令和 年度		給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者）	
所得	給与収入		
	給与所得 (所得金額控除前)		
所得	給与所得 (所得金額控除前)		
	その他の所得計		
		主たる給与 以外の企業 所得区分	
		総所得金額①	
所得控除	総所得①		
	山林所得		
	分離長期譲渡		
	分離長期譲渡		
	株式等の譲渡		
	上場株式等の配当等		
	先物取引		
所得控除	医療費		
	社会保険料		
	小規模企業共済		
	生命保険料		
	地震保険料		
		所得控除合計②	
(適用)			

「総所得金額①」

○自営業者等の場合 令和7年 所得税確定申告書の控（第一表）

[illegible]

表の上段部分

「所得金額等の合計」

世帯の合計所得額が
表の金額以下かご確
認ください。

(単位：円)

世帯人数	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人
基準額（所得額）	2, 256, 000	2, 677, 000	2, 991, 000	3, 426, 000	3, 999, 000

世帯人数	7 人	8 人	9 人	1 0 人	1 1 人
基準額（所得額）	4, 594, 000	5, 172, 000	5, 417, 000	6, 196, 000	6, 510, 000